

内管等の工事、維持及び運用に係る連携・協力について

平成27年9月24日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 現行制度の概要

現行制度においては、ガス事業者は現行法第28条第1項等の規定により、そのガス事業の用に供するガス工作物に関して、技術基準適合維持義務といった保安責任を担っている。そのため、ガス事業者は、需要家資産である内管やガス栓など（以下「内管等」という。）を含め、当該ガス工作物に関し、ガス事業者やその承諾を受けた者が工事を行い、定期的な検査により技術基準適合を確認し、必要がある場合には修繕・改修を行っている。

また、現行制度で内管等を工事、維持及び運用するガス事業者は、基本的に需要家と直接の契約関係にある。そのため、一般ガス事業者は、内管等を含めたガス工作物の工事、維持及び運用に関して、現行法第17条の規定による一般ガス供給約款にて、必要な事項を定めている。

具体的には、①ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等に関する取決め、②ガス工作物に関する検査の実施、③需要家による検査拒否やガス工作物損傷などの際の供給制限・停止、④供給制限・停止時の免責事項、⑤需要家による安全なガス使用のための協力や責任、⑥検査時等における敷地内への立入り、などの事項に関し、契約締結時に需要家の承諾を取り付けた上で、ガスの小売供給を行うこととしている。

2. 見直しの必要性

今般の法改正によるガスの小売全面自由化後は、事業類型が一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス小売事業者等に整理されることとなる。

内管の工事、維持及び運用に関しては、本年2月に取りまとめられた産業構造審議会 ガス安全小委員会の報告書（「ガスシステム改革等を踏まえた保安規制の在り方について」）において、①仮に需要家がガス小売事業者を変更する場合でも、同一の事業者が内管の設置状況や過去からの点検情報を一元的に管理した上で内管保安を実施することが有効、②内管の維持管理は、各戸の需要家が別々のガス小売事業者を選択した場合でも、同一の事業者が面的に実施することが効率的、などといった理由から、「ガス導管事業者が行うことが適当」との結論を得た。

そのため、今般の法改正後においては、本報告書を踏まえ、ガス導管事業者に内管保安の義務を課す^(※1) こととしている。なお、業務委託に関しては、現行法と同様に、特段の制限は課せられていない。

（※1） ガス小売事業者が自ら維持し、及び運用する導管網により、託送供給を受けずにガスを供給する場合には、内管を含めた当該導管網の保安は、ガス小売事業者自身が行うこととなる。本資料

の議論では、ガス小売事業者は、ガス導管事業者からの託送供給を受けてガスを供給する場合を想定している。

しかしながら、ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対して託送供給を行う事業者であり、需要家との間では基本的に直接の契約関係にはないことから、改正法施行後において、内管の工事、維持及び運用に生じる課題の検討を行う必要がある。

3. 論点

(1) 現行制度の一般ガス供給約款で担保している事項

今般の法改正により、ガス導管事業者が内管を含めた導管網の工事、維持及び運用を行うこととなるが、ガス導管事業者は基本的に託送供給を行う者であることから、2. で述べたとおり、需要家と基本的に直接の契約関係にはない。他方、ガス導管事業者は、ガス小売事業者に対する託送供給に係る料金その他の供給条件について、託送供給約款を定め、一般ガス導管事業者の場合は経済産業大臣の認可を受け、特定ガス導管事業者の場合は経済産業大臣への届出を行うこととしている。

ガス導管事業者は、当該約款に基づき、ガス小売事業者との間で託送供給についての契約を締結することとなる。ガス小売事業者は、当該約款に基づく契約のもと、需要家と小売供給契約を締結することとなるため、これまで一般ガス事業者が一般ガス供給約款にて担保していた保安に関する事項については、小売供給契約において、需要家の承諾を得ることが必要となる。

そこで、ガスの全面自由化後には、以下の事項に関して、ガス導管事業者が定める託送供給約款において規定することとし、需要家との小売供給契約において、その承諾を取り付けるよう、ガス小売事業者に求めることとしてはどうか。

①ガス工作物工事の申込み方法や工事の実施主体等

ガス導管事業者は、内管などのガス工作物を需要家の敷地内に設置し、改正法第 61 条第 1 項等の規定に基づき、技術基準適合維持義務のもと、当該ガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安業務を行うこととなる。

ガス工作物は、その定義上、「ガス事業の用に供すること」を要件としており、改正法第 193 条においては、現行法と同様に、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ずにガス工作物の変更を行うことは罰則をもって禁止している。

そのため、法改正後においても、需要家資産である内管等を含め、需要家敷地内にガス工作物を設置する際には、需要家等からガス導管事業者やその承諾を受けた者にガス工作物の工事を申し込み、ガス導管事業者やその承諾を受けた者に工事を行わせることとなるが、需要家に対してその旨知らせておくことが必要となる。また、内管等を需要家資産としていることに関しても、あらかじめ需要家に知らせておくことが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、ガス工作物の新設・変更時における、ガス工作物工事の申込み方法や、工事の実施主体等を明示しており、例えば、以下のような文言が記載されている。

<「標準一般ガス供給約款」の記載事例>

5. 使用の申込み及び契約

(1) ガスを新たに使用する方（ガスを新たに使用するためのガス工事のみを申し込む方を含みます。）又はガスの使用状況の変更をしようとする方は、あらかじめこの供給約款を承諾のうえ、当社にガス使用又はガス工事の申し込みをしていただきます（12（1）ただし書きにより当社が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。

7. 承諾の義務

(1) 当社は、5（1）のガス使用又はガス工事の申し込みがあった場合には、（2）又は（3）に規定する場合を除き、承諾いたします。

(2) 当社は、次に掲げる当社の責めによらない事由によりガスの供給又はガスの工事が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

①～⑤ （略）

(3)・(4) （略）

12. 工事の実施

ーガス工事の施工者等ー

(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、（2）に定める工事は、承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2) ガス工事のうち、お客さまが承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターがすでに設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

①～⑥ （略）

(3) （略）

ー気密試験等ー

(4) 当社が施工した内管及びガス栓を、当社がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を、承諾工事人がお客さまに引き渡すにあたっては、当社はあらかじめ承諾工事人に内管の気密試験を行わせます。ただし、当社が必要と認めた場合には、当社が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は（5）の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで当社は当該施設の使用をお断りすることがあります。

(7)～(10) （略）

13. 工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

- (1) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (2)・(3) (略)
- (4) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (5) (略)
- (6) お客様の申し込みによりそのお客様のために設置される整圧器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (7) (略)
- (8) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。
- (9)～(24) (略)

4 1. お客様の責任

- (1)・(2) (略)
- (3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客様に負担していただきます。
- (4) (略)

②ガス工作物に関する検査実施

ガス導管事業者は、内管等の需要家敷地内に設置されたガス工作物に対して、技術基準に適合しているか、内管漏えい検査などにより確認を行うこととなる。検査の実施のためには、ガス導管事業者は、ガス工作物が設置されている需要家敷地内に立ち入ることが必要となる。そのため、ガス導管事業者は、自らの保安責任を明示的に示すとともに、その承諾をあらかじめ取り付けることが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、例えば以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

3 8. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓等、1 3 (1) (4) (6) (8) 及び 4 1 (3) の規定によりお客様の資産となる 3 (10) の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、(1) の供給施設について (3) に定める検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。お客様の承諾が得られないことにより検査ができなかった場合等、お客様が当社の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けられたときは、当社は賠償の責任を負いません。

(3) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、3 (11) に規定する内管及びガス栓並びに3 (14) に規定する昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。
なお、当社は、その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。

4 2. 使用場所への立ち入り

当社は、次の各号にかかげる作業のため必要な場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの供給施設またはガス機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、お客さまの求めに応じ係員は、所定の証明書を提示いたします。

① (略)

② 検査及び調査のための作業

③ 当社の供給施設の設計、施工又は維持管理に関する作業

④～⑥ (略)

⑦ その他保安上必要な作業

また、需要家資産となっているガス工作物に関して、需要家が求めた場合には、法令上必ず行うこととはされていない事項であっても、一般ガス事業者は技術基準適合性の検査を行っている。そこで、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、以下のような文言が記載されている。

<「標準一般ガス供給約款」の記載事例>

1 5. 供給施設等の検査

(1) (略)

(2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、ガス機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3 (1 5) に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当社に請求することができます。この場合、検査の結果、法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料をご負担していただきます。

(3) ・(4) (略)

③内管等のガス工作物に関する需要家の保安上の責務・協力

内管等のガス工作物に関しては、技術基準適合維持義務などの保安責任はガス導管事業者が担うこととなるが、需要家資産であることから、需要家自身が所有者又は占有者としての責任をもって管理し、検査により基準不適合の結果が出たときには改修・使用の中止等の所要の措置をとるとともに、ガスを適切かつ安全に使用することが求められる。

また、ガス工作物については、需要家敷地内に設置されているものであっても、保安責任を担うガス事業者の承諾を得ないでみだりにガス工作物の施設の操作・工事等の変更を行うことは罰則をもって禁止されている^(※2) ものではあるが、需要家にその旨明示的に知らせておくことは有益である。

(※2) そのため、ガス小売事業者も含めて、ガス導管事業者以外の者が、ガス工作物の操作等の変更を行う場合には、ガス導管事業者の承諾をあらかじめ得ることが必要となる。

現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

38. 供給施設の保安責任

(1) 内管及びガス栓等、13(1)(4)(6)(8)及び41(3)の規定によりお客さまの資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、お客さまの責任において管理していただきます。

40. 保安に対するお客さまの協力

(1)・(2) (略)

(3) お客さまは、38(3)及び39(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。

(4) 当社は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内又は建物内に設置した供給施設、ガス機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。

(5) 当社は、お客さまが当社の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは33(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。

(6) (略)

なお、今般の法改正後は、改正法第62条等の規定により、ガス導管事業の用に供するガス工作物のうち、当該ガス導管事業者以外の者が所有・占有するガス工作物に関しては、その所有者・占有者はガス導管事業者の保安業務に協力するよう努める(第1項)とともに、仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならない(第2項)としている。さらに、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、その所有者・占有者が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なもの^(※3)である場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告を行う(第3項)こととしている。

(※3) 勧告対象となるガス工作物の要件については、資料5で別途議論を行う。

当該条文の「ガス事業者以外のガス工作物の所有者・占有者」とは、具体的には、内管等の所有者・占有者、すなわち需要家が該当し得る。そこで、今般の法改正後は、上の事項に加えて、需要家の協力責務や、勧告対象の需要家の場合には、勧告制度に関することについても盛り込むべきではないか。

④ガス工作物に影響を与えるような特殊な消費機器の設置に伴い必要となる保安措置

消費機器は需要家資産であり、需要家自身が設置することができるものであるが、消費機

器の中には保安上の取り扱いに注意を要する特殊なガス機器が存在する。

当該機器の使用において、都市ガスとそれ以外の圧縮ガス等を混合して使用する場合があります、その際に当該ガスが導管に逆流した場合には、供給支障や着火、爆発など重大な事故につながるおそれがあることから、逆流を防止するような安全機器を設置する必要があります。

また、昇圧供給装置は、圧力の変動（脈動）などによりガス工作物の圧力に影響を与え得るものであるため、適正な使用方法を遵守する必要があり、ガス導管事業者の認めた安全装置の設置等の条件を満たさねばならない。

そのため、現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款では、圧縮ガス等を併用する場合や昇圧供給装置を使用する場合に、あらかじめ一般ガス事業者の承諾を得るよう、例えば、以下のような文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

4 1. お客さまの責任

(1)・(2) (略)

(3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合には、当社の指定する場所に当社が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。

(4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次の各号にかかげるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。

①～⑤ (略)

⑤内管等の維持・管理が行えない場合の供給停止等

ガス導管事業者が内管等の維持・運用を適切に行うためには、検査など保安業務を確実に実施することが必要となる。現行の一般ガス事業者が作成している一般ガス供給約款には、仮に需要家が正当な理由無く保安業務を拒否し、又は妨害した場合などにおいて、ガス供給を停止することがあるとしており、例えば、以下の文言が記載されている。

＜「標準一般ガス供給約款」の記載事例＞

3 5. 供給停止

当社は、お客さまが次の各号にかかげる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に少なくとも5日間（休日を含みます。）の日数をおいて予告いたします。

①～③ (略)

④ 4 2 各号にかかげる 当社の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場

合

⑤ (略)

⑥ 3 (10) の境界線内の当社のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、当社に重大な損害を与えた場合

⑦ 4 0 (5) 及び 4 1 (4) の規定に違反した場合

⑧ その他この供給約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

なお、上の記載以外にも、資料 3 で述べたとおり、保安上必要がある場合の供給制限や、供給停止の解除、免責に関する記載が、現在一般ガス供給約款で担保されている。

(2) 全面自由化による事業類型の整理に伴い新たに求められる事項

今般の法改正により、需要家に対するガス供給に係る事業類型がガス小売事業者とガス導管事業者に分かれたことから、一般ガス供給約款に記載していた事項以外にも、連携・協力が求められる事項が存在する。そこで、ガス小売事業者は、3. (1) の事項に関して需要家の承諾を得ることに加えて、以下の事項に関して、ガス導管事業者の情報提供等により、協力することが望ましいのではないかと。

①消費機器設置状況等の情報提供

ガス導管事業者が有効に内管等の需要家敷地内にあるガス工作物の維持・運用を行うためには、消費機器・警報器の設置状況など、ガス工作物の維持・運用に有効な消費機器等に関する情報を把握していることが望ましい。そのため、ガス小売事業者は改正法第 159 条第 4 項の規定により、需要家の承諾のもと、消費機器調査の結果をガス導管事業者に通知することとしており、ガス工作物の維持・運用に有益な情報に関して、その使用目的を限定した上で、ガス導管事業者に提供することは、緊急時対応のみならず、内管等の維持・運用の観点からも求められるところである。

②敷地内他工事に関する情報提供等

ガス工作物の工事、維持及び運用を行う際には、解体事業者など、ガス事業者以外の者による需要家敷地内における工事（以下「敷地内他工事」という。）によって、ガス工作物が損壊し、ガス漏れ等の事故が生じる事例が多いことから、敷地内他工事事故対策が重要となっている。

そこで、現行一般ガス事業者は、保安規程において他工事事故の対策に取り組むこととしており、①日常の業務を通じた他工事の把握や、②他工事に関する教育の計画的な実施、③他工事事業者との協議・協定締結、④他工事の際の巡回や立会い、などに関して、保安規程に記載することとしている。

今般の法改正後は、ガス導管事業者が引き続き当該措置を行うこととなる。しかしながら、需要家と基本的に直接の契約関係にないガス導管事業者は敷地内他工事情報を把握する機会が現状に比べ減少する可能性があるため、ガス小売事業者は、例えば、日常の業務を通じ

て他工事の情報を把握した場合には、ガス導管事業者に対して当該情報を提供することや、需要家に対して敷地内他工事事故防止への協力を求めることが保安上望ましいのではない
か。